

第11号議案

中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

中間市子ども・子育て会議条例（平成25年中間市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第72条第1項」の次に「及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項」を加える。

第2条第2号中「前号」を「前3号」に、「子ども・子育て支援施策」を「こども施策」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

（2） こども基本法第10条第2項の市町村こども計画の策定及び変更について、市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を市長に答申すること。

（3） こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

第10条中「保健福祉部こども未来課」を「保健福祉部においてこども施策を所管する部署」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市子ども・子育て会議条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び<u>こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>こども基本法第10条第2項の市町村こども計画の策定及び変更について、市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を市長に答申すること。</u></p> <p>(3) <u>こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、本市の<u>こども施策</u>に関し、市長が必要と認める事項</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>保健福祉部においてこども施策を所管する部署</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、本市の<u>子ども・子育て支援施策</u>に関し、市長が必要と認める事項</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>保健福祉部こども未来課</u>において処理する。</p>